

川崎市市民後見人推進事業実施要綱

平成25年4月1日 25川健地推第623号市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等（以下「認知症高齢者等」という。）が民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度を円滑に利用することにより、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らす「地域居住の実現」を推進していくために、市民の立場で、身近な所から認知症高齢者等を支え、財産管理、身上監護等の後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）の活動を担う者（以下「市民後見人」という。）を養成すること、及び市民後見人が適切な後見等の活動を行えるよう支援する体制を整備することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる団体に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 市は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 市民後見人養成のための研修
- (2) 前号の研修の修了者に対する、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）候補者としての名簿への登録、管理
- (3) 市民後見人の資質の向上を図るための、研修会や交流会等を通じた継続的なフォローアップ
- (4) 後見人等の候補者としての市民後見人の推薦
- (5) 家庭裁判所からの依頼に基づく市民後見人の受任調整
- (6) 後見人等として選任された市民後見人が、適正な後見等の活動を行うための、相談、研修、活動内容のチェック、助言等の支援
- (7) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

(推進機関の設置)

第4条 市は前条の事業の実施にあたり、市民後見人の養成、管理、支援等を一貫して行う、「市民後見人推進機関」を設置する。

(関係機関との連携)

第5条 事業の実施にあたっては、成年後見制度の推進を図っている、「川崎市成年後見制度連絡会」等の関係団体との連携を図るものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めのない事項については、別途、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。